

北海道告示第10369号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成28年8月15日までに北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成28年4月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

千歳アウトレットモール・レラ

千歳市柏台南1丁目2番6ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 坪川 昇司

東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 別添「交通環境配置図(変更前)」参照

台数 2,239台

(変更後) 位置 別添「交通環境配置図(変更後)」参照

台数 2,082台

イ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 入口 7箇所

出口 5箇所

出入口 4箇所

(変更後) 入口 7箇所

出口 5箇所

出入口 2箇所

(4) 変更する年月日

平成28年12月2日

(5) 変更する理由

敷地を有効利用するため

2 届出年月日

平成28年4月1日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道石狩振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成28年4月15日(金)から同年8月15日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、千歳市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は千歳市へ問い合わせること。